

令和 7 年度

科目等履修生募集要項



奈良県立大学

書類等について

出願にあたっては、必ず本学ホームページに掲載の様式を使用してください。
様式は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 科目等履修願書2 履歴書3 志願理由書 |
|---|

個人情報の取扱いについて

個人情報については、「奈良県個人情報保護条例」に基づき、次のとおり取扱います。

1. 出願書類に記載された個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。
2. 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援）、③授業料徴収に関する業務、④大学関係団体（奈良県立大学後援会、同窓会）の運営に必要な場合、⑤大学としての管理・運営に必要な場合において利用します。

お問い合わせ

月曜日から金曜日 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

〒630-8258 奈良市船橋町10番地 奈良県立大学 教務・学生課

TEL 0742-93-5261 FAX 0742-93-7369

令和7年度奈良県立大学科目等履修生募集要項

1. 募集学部 地域創造学部

2. 募集人員 若干名

3. 出 願

出願資格 満18歳以上で、高等学校等以上を卒業した者、又は本学において相当の学力があると認められた者。

出願方法 科目等履修志願者は、出願書類等を本学教務・学生課に持参すること。

出願期間 前期開講科目・後期開講科目ともに令和7年3月14日（金）から
3月21日（金）まで（受付時間は、平日の午後1時から午後5時までとする）

- 出願書類**
- (1) 科目等履修願書
本学所定の用紙に記入すること。
 - (2) 履歴書
本学所定の用紙に記入し、写真を貼ること。
写真は、出願以前3ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面、上半身、無帽、無背景とする。
 - (3) 最終学校の卒業証明書
証明書の氏名と科目等履修願書に記入しようとする氏名が異なる場合は同一人物であることが確認できる書類を添付すること。
 - (4) 志願理由書
本学所定の用紙に記入すること。
 - (5) 科目等履修資格認定料 9,800円

※ただし、本学(県立短期大学、県立商科大学を含む)の卒業生は(3)、前年度から連続して本学の科目等履修生として志願する者及び前年度本学を卒業した者については、(2)、(3)、(4)は不要とする。

出 願 先 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学 教務・学生課 (Tel 0742-93-5261)

その他注意 一旦受付した出願書類及び科目等履修資格認定料は、理由のいかんを問わず返還しない。

4. 選 考

選考方法 提出された書類に基づき、本学教授会において選考を行う。

5. **合格発表** 令和7年3月27日(木) (発送)
志願者に郵送にて合否の通知を行う。
合格者は、「6. 履修手続」に記載のとおり、履修手続を行うこと。

6. 履修手続

手続期間 令和7年4月1日(火) から4月7日(月)まで
(教務・学生課、受付時間は、平日の午後1時から午後5時までとする)

- 手続書類** (1) 科目等履修料
履修許可科目ごとに28,800円を乗じたもの。
金額は、合格通知に記載する。
- (2) 写真1枚
3ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面、上半身、無帽、無背景のもの

- 手続上の注意** (1) 合格者は、手続期間中に履修手続を完了しなければ、科目等履修を辞退したものと
して取り扱う。
- (2) 科目等履修許可証は後日交付する。
- (3) 既納の科目等履修料は、返還しない。

7. 履修上の注意

1年間に履修することができる総単位数は10科目20単位以内とする。
ただし、下記の科目は履修できない。 ※出願後、科目の追加・変更・取消はできない。

- 履 修 できない科目** (1) 語学科目、入門演習、社会連携科目、コモンズゼミ、地域プロジェクト演習
海外語学研修単位認定制度、単位互換制度に基づき他大学で提供される科目
- (2) 本学において既に単位を取得した授業科目
(科目名称を変更している場合、変更前の科目を含む。シラバスを参照)

- その他注意** (1) 科目等履修生は、履修を許可された授業以外は履修できない。
- (2) 科目等履修生は受講の際、科目等履修許可証を所持しなければならない。
- (3) 「出席カード」(出席を確認するもの)、レポート、試験等には科目等履修生番号を記載すること。
- (4) 科目等履修生には、通学定期証明及び学生運賃割引証明を交付しない。